金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項及び第十一項の規定に基づき、 金融庁長官が定め

る資産及び割合を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

金融商 品 取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十二号)第百二十三条第十項及び第十一項

第二号の規定に基づき、 金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項及び第十一 項の規定 に基づ

き、 金融庁長官が定める資産及び割合を定める件 (平成二十八年金融庁告示第十六号) の一部を次のように

令和五年三月三十一日から適用する。

改正し、

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改正後

(金融庁長官が定める資産)

略

規定する適格格付機関をいう。 掲げるもの又は適格格付機関 当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第 フラ投資銀行に限る。)又は我が国の地方公共団体、地方公共団体 ための国際金融ファシリティ、 投資保証機関 4以上であるもの 条第十五号に規定する信用リスク区分をいう。以下同じ。 付与された格付に対応する信用リスク区分(銀行自己資本告示第 十九号。以下「銀行自己資本告示」という。)第八十九条第三号に いう。)の発行する債券のうち、 金融機構若しくは政府関係機関 しくは国際開発銀行 中央政府、 北欧投資銀行、 欧州復興開発銀行、 欧州連合、 銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適 項第二十一号の十に規定する非清算店頭デリバティブ取引を 中央銀行、 欧州安定メカニズム、 国際開発協会、 カリブ開発銀行、 (非清算店頭デリバティブ取引 (国際復興開発銀行、 米州開発銀行、 国際決済銀行、 (銀行自己資本告示第一条第十四号に アジア開発銀行、 以下この項において同じ。)により 欧州評議会開発銀行及びアジアイン (次号において「特定の発行体」と 銀行法第十四条の二の規定に基づ イスラム開発銀行、 欧州金融安定ファシリティ若 欧州投資銀行、 国際通貨基金、欧州中央銀 国際金融公社、多数国間 アフリカ開発銀行 (府令第百二十) 欧州投資基金 予防接種の) が 1

融庁長官が定める資産)

改

正

前

金

第一条 [同上]

[同上]

う。 関 うち、 行、 発銀行、 定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。 頭デリバティブ取引 スク区分をいう。 信用リスク区分 本告示」という。) 第八十九条第三号に掲げるもの又は適格格付機 るための基準(平成十八年金融庁告示第十九号。 おいてこれらの者を「特定の発行体」という。)の発行する債券の 融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行に限る。)又は我が国の地 間投資保証機関、 若しくは国際開発銀行 産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す 方公共団体、地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関(次号に 中央政府、 (銀行自己資本告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をい カリブ開発銀行、 以下この項において同じ。)により付与された格付に対応する 欧州共同体、 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 米州開発銀行、 中央銀行、 (銀行自己資本告示第一条第十五号に定める信用リ 以下同じ。)が1-4以上であるもの アジア開発銀行、 欧州安定メカニズム、 (府令第百二十三条第一項第二十一号の十に規 イスラム開発銀行、 (国際復興開発銀行、 欧州投資銀行、 国際決済銀行、 アフリカ開発銀行、 欧州投資基金、 欧州金融安定ファシリティ 国際通貨基金、 予防接種のための国際金 銀行がその保有する資 以下この条において同 国際金融公社、 以下「銀行自己資 北欧投資銀 欧州復興開 欧州中央 (非清算店 多数国

ものを除く。) ものを除く。) が発行する 等をいう。以下この条において同じ。 特をいう。以下この条において同じ。 等をいう。以下この条において同じ。)、子会社等(令第十五条の 十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。 特をいう。以下この条において同じ。)の当事者又はその親会社等(金 いう。以下この条において同じ。)の当事者又はその親会社等(金

3 引の当事者又はその親会社等、 与された格付については、 第十六号に規定する証券化エクスポージャー及び同条第十六号の一 を準用するものとする。以下同じ。)が2-3、3-3、 うち、 に規定する再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)の 特定の発行体以外の者が発行する債券(銀行自己資本告示第 (銀行自己資本告示第五十九条に掲げる主体の発行する債券に付 (当該当事者を除く。) が発行するものを除く。 4―3又は5―3以上であるもの(非清算店頭デリバティブ取 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区 銀行自己資本告示第六十五条第一項の表 子会社等若しくは親会社等の子会社 3 Ø 2 一条

者を除く。)が発行するものを除く。) 指定国(金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九当額及び基礎的リスク相当額の対象が表述を表述といる。

等(当該当事者を除く。)が発行するものを除く。)等(当該当事者を除く。)が発行するものを除く。)、子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この条においた。)の当事者又はその親会社等(金融商品取引法施行令(昭和四じ。)の当事者又はその親会社等(金融商品取引法施行令(昭和四

Ξ うち、 事者又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等 該当事者を除く。)が発行するものを除く。) 五条第一項の表を準用するものとする。以下同じ。)が2-2、 行する債券に付与された格付については、銀行自己資本告示第六十 分 に規定する再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。 第十六号に規定する証券化エクスポージャー及び同条第十六号の二 ―3又は5―3以上であるもの 特定の発行体以外の者が発行する債券(銀行自己資本告示第 (銀行自己資本告示第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区 (非清算店頭デリバティブ取引の当 (当 (T) 発

兀 う。)の代表的な株価指数を構成する株式又は当該株式に転換する 年金融庁告示第五十九号) 当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九 事者を除く。)が発行するものを除く。) 又はその親会社等、 権利を付与された社債 る権利を付与された社債及び非清算店頭デリバティブ取引の当事者 4又は5―4以下である会社が発行する株式又は当該株式に転換す 指定国 (金融商品取引業者の市場リスク相当額、 子会社等若しくは親会社等の子会社等 (前号に掲げる債券の信用リスク区 第一条第三十八号に規定する指定国をい 取引先リスク 相

		_		第 2	_
——————————————————————————————————————			マ ケ の	第 2 規 げ 区 区 三 分 に 掲 割 条 ・	Ŧī.
号に掲げる債券2-1、3-1[略]11[略]	[略]	[略]			[略]
	<u></u>	_			_
			区 绺	第 2 三 <u>(</u> 条 金	Ŧī.
号に掲げる債券 又は5—1 日上] 1	[匝4]	[厄斗]	区分) スク区分) 間) 第三欄(残存期 第四欄(割合)第一欄(資産の 第二欄(信用リ 第三欄(残存期 第四欄(割合)		[同上]

			3 3 0 2 1 2					
		2 X 16 5 - 3	2又は5―3	2又は5―3	2 又は5 -3 5 -	2 又は 5 -3 5 -1	2 又は5 -3 5 -1	2 文 2 文 は 5 - 3